

# 経 済 産 業 省

公 印 省 略  
20260511保局第2号  
令和8年5月22日

二酸化炭素の貯留事業に関する法律及び二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則の解釈及び運用について（保安関係）等の一部を改正する通達を次のとおり制定する。

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

二酸化炭素の貯留事業に関する法律及び二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則の解釈及び運用について（保安関係）等の一部改正について

二酸化炭素の貯留事業に関する法律及び二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則の解釈及び運用について（保安関係）（20250305保局第3号）、二酸化炭素の貯留事業に関する法律及び二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則の解釈及び運用について（資格関係）（20250305保局第3号）、貯留等工作物等の技術上の基準の解釈例（20250305保局第3号）の一部を別紙1から別紙3までの新旧対照表のとおり改める。

附 則

この通達は、公布の日から施行する。

## 【連絡先】

責任者：大臣官房産業保安・安全グループ鉱山・火薬類監理官 佐藤 努  
担当者：大臣官房産業保安・安全グループ鉱山・火薬類監理官付CCS保安室  
電話：03-3501-1511（内線 4561）

○二酸化炭素の貯留事業に関する法律及び二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則の解釈及び運用について（保安関係）（20250305保局第3号） 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号。以下「法」という。）及び二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（<u>令和8年経済産業省令第50号</u>。以下「規則」という。）の解釈及び運用については、以下のとおりとする。なお、規則の規定に定める措置と認められるものはこの解釈に限定されるものではなく、当該規定に照らして十分な保安水準の確保が達成できる根拠があれば、当該規定に適合するものと判断することができる。</p> <p>1. 法第66条第2項（規則<u>第73条</u>）関係</p> <p>(1) 規則<u>第73条第1項第1号</u>に規定する土地の掘削を行うときの「ガス等の噴出を防止するための措置」とは、「鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針（内規）」（20121115商局第4号）第15章8に掲げる要件を満たしている「噴出防止設備」が設けられ、維持及び管理がされていることをいう。</p> <p>(2) 規則<u>第73条第1項第2号</u>に規定する「ガスの噴出による被害を防止するための措置」とは、例えば、試掘に従事する者を退避させることや着火源となる可能性のある電気工作物に対する送電を停止することをいう。</p> <p>(3) 規則<u>第73条第1項第3号</u>に規定する「地表の沈下その他の土地の掘削による被害を防止するための措置」とは、例えば、不要な坑井の坑口を閉塞することや地表の沈下量を測定することをいう。</p> <p>(4) 規則<u>第73条第1項第4号</u>に規定する「坑口の閉塞その他のガス等の噴出による被害を防止するための措置」とは、「鉱業権者</p>	<p>二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号。以下「法」という。）及び二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（<u>令和6年経済産業省令第76号</u>。以下「規則」という。）の解釈及び運用については、以下のとおりとする。なお、規則の規定に定める措置と認められるものはこの解釈に限定されるものではなく、当該規定に照らして十分な保安水準の確保が達成できる根拠があれば、当該規定に適合するものと判断することができる。</p> <p>1. 法第66条第2項（規則<u>第23条</u>）関係</p> <p>(1) 規則<u>第23条第1項第1号</u>に規定する土地の掘削を行うときの「ガスの噴出を防止するための措置」とは、「鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針（内規）」（20121115商局第4号）第15章8に掲げる要件を満たしている「噴出防止設備」が設けられ、維持及び管理がされていることをいう。</p> <p>(2) 規則<u>第23条第1項第2号</u>に規定する「ガスの噴出による被害を防止するための措置」とは、例えば、試掘に従事する者を退避させることや着火源となる可能性のある電気工作物に対する送電を停止することをいう。</p> <p>(3) 規則<u>第23条第1項第3号</u>に規定する「地表の沈下その他の土地の掘削による被害を防止するための措置」とは、例えば、不要な坑井の坑口を閉塞することや地表の沈下量を測定することをいう。</p> <p>(4) 規則<u>第23条第1項第4号</u>に規定する「坑口の閉塞その他のガスの噴出による被害<u>その他の被害</u>を防止するための措置」とは、</p>

が講ずべき措置事例について」(20230815 保局第 1 号。以下「措置事例」という。) 第 22 章 3 (2) の措置をいう。

- (5) 規則第 73 条第 3 項第 2 号ハに規定する「作業日」については、時間(時の流れ)での管理ではなく、「火薬類を使用する作業の着手から終了まで」など連続した作業工程で管理するものとする。
- (6) 規則第 73 条第 3 項第 2 号ヘに規定する「暴発、紛失及び盗難を防止するための措置」とは、措置事例第 11 章 7 から 9 までの措置をいう。
- (7) 規則第 73 条第 3 項第 2 号トに規定する「異常爆発の防止並びに作業者及び周辺への被害を防止するための措置」とは、措置事例第 11 章 10 及び 11 の措置をいう。
- (8) 規則第 73 条第 3 項第 2 号チに規定する「不発その他の危険の有無の検査の実施その他の火薬類による被害を防止するための措置」とは、措置事例第 11 章 12 の措置をいう。
- (9) 規則第 73 条第 3 項第 2 号リに規定する「安全な方法による火薬類の回収その他の火薬類による被害を防止するための措置」とは、措置事例第 11 章 13 の措置をいう。
- (10) 規則第 73 条第 3 項第 3 号イに規定する「火気使用禁止区域の設定、可燃性物質の管理その他の火災を防止するための措置」とは、措置事例第 13 章 1 の措置をいう。
- (11) 規則第 73 条第 3 項第 3 号ロに規定する「消火設備の設置その他の火災による被害範囲の拡大を防止するための措置」とは、措置事例第 13 章 2 の措置をいう。
- (12) 規則第 73 条第 3 項第 3 号ハに規定する「消火作業の実施、貯留事業等に従事する者の退避その他の火災による被害を防止するための措置」とは、措置事例第 13 章 3 の措置をいう。

## 2. 法第 68 条第 1 項(規則第 74 条) 関係

「鉱業権者が講ずべき措置事例について」(20230815 保局第 1 号。以下「措置事例」という。) 第 22 章 3 (2) の措置をいう。

- (5) 規則第 23 条第 2 項第 2 号ハに規定する「作業日」については、時間(時の流れ)での管理ではなく、「火薬類を使用する作業の着手から終了まで」など連続した作業工程で管理するものとする。
- (6) 規則第 23 条第 2 項第 2 号ヘに規定する「暴発、紛失及び盗難を防止するための措置」とは、措置事例第 11 章 7 から 9 までの措置をいう。
- (7) 規則第 23 条第 2 項第 2 号トに規定する「異常爆発の防止並びに作業者及び周辺への被害を防止するための措置」とは、措置事例第 11 章 10 及び 11 の措置をいう。
- (8) 規則第 23 条第 2 項第 2 号チに規定する「不発その他の危険の有無の検査の実施その他の火薬類による被害を防止するための措置」とは、措置事例第 11 章 12 の措置をいう。
- (9) 規則第 23 条第 2 項第 2 号リに規定する「安全な方法による火薬類の回収その他の火薬類による被害を防止するための措置」とは、措置事例第 11 章 13 の措置をいう。
- (10) 規則第 23 条第 2 項第 3 号イに規定する「火気使用禁止区域の設定、可燃性物質の管理その他の火災を防止するための措置」とは、措置事例第 13 章 1 の措置をいう。
- (11) 規則第 23 条第 2 項第 3 号ロに規定する「消火設備の設置その他の火災による被害範囲の拡大を防止するための措置」とは、措置事例第 13 章 2 の措置をいう。
- (12) 規則第 23 条第 2 項第 3 号ハに規定する「消火作業の実施、試験に従事する者の退避その他の火災による被害を防止するための措置」とは、措置事例第 13 章 3 の措置をいう。

## 2. 法第 68 条第 1 項(規則第 24 条) 関係

(1)・(2) (略)

(3) 規則第74条第1項の表第1号から第5号までに規定する「貯留等工作物の欠陥、損傷若しくは破壊」及び同表第8号に規定する「貯留等工作物の欠陥、損傷又は破壊」とは、貯留等工作物の欠陥、損傷又は破壊により、その機能が低下し、当該貯留等工作物の機能の回復のための措置を要する場合、又はその機能が喪失した場合をいう。

(4) 規則第74条第1項の表第7号に規定する「台風、高潮、洪水、津波、地震その他の自然災害又は火災による貯留等工作物の損傷又は破壊」とは、台風、高潮、洪水、津波、地震その他の自然災害又は火災による貯留等工作物の損傷又は破壊により、その機能が低下し、当該貯留等工作物の機能の回復のための措置を要する場合、又はその機能が喪失した場合をいう。

なお、同号の規定において、「台風、高潮、洪水、津波、地震その他の自然災害又は火災による貯留等工作物の欠陥」は想定していない。

(5) 規則第74条第1項の表第1号及び第2号に規定する「人が死亡した災害」とは、事故発生の日から5日（120時間）以内に死亡した事案をいう。

(6) 規則第74条第1項の表第3号及び第4号に規定する「人が負傷し、中毒し、又は酸素欠乏症となった災害」とは、負傷、中毒又は酸素欠乏症であって、医師の診断により加療を要すると認められるものをいう。

(7) 規則第74条第1項の表第5号に規定する「交通の困難」とは、試掘に係る災害の発生を防止するための交通規制により、①高速道路、国道若しくは都道府県道において片側若しくは両側通行規制を来した場合、又は②電車・バス等公共交通機関について運行停止若しくは大幅な遅延を来した場合をいう。

(1)・(2) (略)

(3) 規則第24条第1項の表第1号から第5号及び第7号に規定する「貯留等工作物の欠陥、損傷又は破壊」とは、貯留等工作物の欠陥、損傷又は破壊により、その機能が低下し、当該貯留等工作物の機能の回復のための措置を要する場合、又はその機能が喪失した場合をいう。

(4) 規則第24条第1項の表第6号に規定する「台風、高潮、洪水、津波、地震その他の自然災害又は火災による貯留等工作物の損傷若しくは破壊」とは、台風、高潮、洪水、津波、地震その他の自然災害又は火災による貯留等工作物の損傷若しくは破壊により、その機能が低下し、当該貯留等工作物の機能の回復のための措置を要する場合、又はその機能が喪失した場合をいう。

なお、同号の規定において、「台風、高潮、洪水、津波、地震その他の自然災害又は火災による貯留等工作物の欠陥」を想定していない。

(5) 規則第24条第1項の表第1号及び第2号に規定する「人が死亡した災害」とは、事故発生から5日（120時間）以内に死亡した事案をいう。

(6) 規則第24条第1項の表第3号及び第4号に規定する「人が負傷した災害」とは、負傷、中毒又は酸素欠乏症であって、医師の診断により加療を要すると認められるものをいう。

(7) 規則第24条第1項の表第5号に規定する「交通の困難」とは、試掘に係る災害の発生を防止するための交通規制により、①高速道路、国道若しくは都道府県道において片側若しくは両側通行規制を来した場合、又は②電車・バス等公共交通機関について運行停止若しくは大幅な遅延を来した場合をいう。

- (8) 規則第74条第1項の表第8号に規定する「主要な貯留等工作物」とは、掘削用機械及び火薬類取扱所をいう。
- (9) 規則第74条第1項の表第9号に規定する「土地の掘削によるガス等の噴出その他の災害」とは、土地の掘削によるガス等の噴出や地表の沈下等により、①建造物、車両その他の工作物（貯留等工作物を除く。）を損傷させ、若しくは破壊させた場合、又は②意図しない爆発若しくは火災を起こした場合をいう。
- (10) 規則第74条第1項の表第11号に規定する「火薬類の紛失、盗難その他の火薬類についての災害」とは、火薬類の紛失、盗難が発生した場合、又は発破作業により①建造物、車両その他の工作物（貯留等工作物を除く。）を損傷若しくは破壊させた場合、若しくは②意図しない爆発若しくは火災を起こした場合をいう。
- (11) 規則第74条第2項に規定する「電話その他適当な方法」とは、電話、メールその他適切な通信方法をいう。
- (12) 規則様式第52の「災害の原因」については、有効な再発防止策の策定につなげることができるように、事故が発生した原因を様々な視点から分析した上で記載され、「貯留事業者等が本災害の発生前に講じていた保安を確保するための措置に対する評価」及び「貯留事業者等が本災害に対して取った保安上の処置及び今後の対策」については、「災害の原因」を踏まえた上で記載されなければならない。

3. 法第75条（規則別表第1及び別表第2）及び第76条（規則別表第1）関係

- (1) 別表第1の上欄の「一 貯留事業場等の設置の工事」とは、貯留事業場等を新設するときの設置の工事をいう。

(削る)

- (8) 規則第24条第1項の表第7号に規定する「主要な貯留等工作物」とは、掘削用機械及び火薬類取扱所をいう。
- (9) 規則第24条第1項の表第8号に規定する「土地の掘削によるガスの噴出その他の災害」とは、土地の掘削によるガスの噴出や地表の沈下等により、①建造物、車両、その他の工作物（貯留等工作物を除く。）を損傷させ、若しくは破壊させた場合、又は②意図しない爆発若しくは火災を起こした場合をいう。
- (10) 規則第24条第1項の表第9号に規定する「火薬類の紛失、盗難その他の火薬類についての災害」とは、火薬類の紛失、盗難が発生した場合、又は発破作業により①建造物、車両、その他の工作物（貯留等工作物を除く。）を損傷若しくは破壊させた場合、若しくは②意図しない爆発若しくは火災を起こした場合をいう。
- (11) 規則第24条第2項に規定する「電話その他適当な方法」とは、電話、メールその他適切な通信方法をいう。
- (12) 規則第24条第3項に規定する様式第21に規定する「災害の原因」については、有効な再発防止策の策定につなげることができるように、事故が発生した原因を様々な視点から分析した上で記載され、「試掘者が本災害の発生前に講じていた保安を確保するための措置に対する評価」及び「試掘者が本災害に対してとった保安上の処置及び今後の対策」については、「災害の原因」を踏まえた上で記載されなければならない。

3. 法第75条（規則別表第1及び別表第2）及び第76条（規則別表第1）関係

- (1) 別表第1に規定する「設置の工事」は、それぞれ下記のとおりとする。

①別表第1の上欄の「一 試掘場の設置の工事」とは、試掘場を新設するときの設置の工事をいう。

(削る)

(削る)

(2) (略)

4. 法第 77 条 (規則第 89 条) 関係

法第 77 条に規定する「自主検査」については、人が行う測定及び点検と同等以上の精度であればロボット、センシング、A I 等のデジタル技術の活用を妨げない。

②別表第 1 の上欄の「二 (一) 掘削用機械 (全出力五百キロワット以上の原動機を使用するものに限る。) の設置」とは、既存の試掘場に新しく掘削用機械を設置する工事 (増設など) をいう。

③別表第 1 の上欄二 (二) の中欄及び下欄の「1 設置」とは、既存の試掘場に設置されている掘削用機械を更新する工事 (取替えを除く。) をいう。

(2) (略)

4. 法第 77 条 (規則第 39 条) 関係

法第 77 条に規定する「定期検査」については、人が行う測定及び点検と同等以上の精度であればロボット、センシング、A I 等のデジタル技術の活用を妨げない。

○二酸化炭素の貯留事業に関する法律及び二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則の解釈及び運用について（資格関係）（20250305保局第3号） 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

新	旧
<p>二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号。以下「法」という。）及び二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（<b>令和8年経済産業省令第50号</b>。以下「規則」という。）の解釈及び運用については、以下のとおりとする。なお、規則の規定に定める措置と認められるものはこの解釈に限定されるものではなく、当該規定に照らして十分な保安水準の確保が達成できる根拠があれば、当該規定に適合するものと判断することができる。</p> <p>法第71条第1項（規則<b>第77条</b>）関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 規則<b>第77条</b>第1項の表上欄の第1号の下欄の第1号に規定する「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学又は高等専門学校において、鉱業に関する理学又は工学の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」とは、石油工学、岩盤工学、物理探査学、地球物理学等の課程を修めた者をいう。</p> <p>(3) 規則<b>第77条</b>第1項の表上欄の第1号の下欄の第1号及び第2号に規定する「その他これらに類する事業場」とは、地熱事業場及び海外事業場等をいう。</p> <p>(4) 規則<b>第77条</b>第2項に規定する「当該各号の下欄に掲げる要件と同等以上の能力」とは、次のいずれかの要件を満たすことをいう。</p> <p>①次の全ての要件を満たすこと ア・イ (略)</p>	<p>二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号。以下「法」という。）及び二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（<b>令和6年経済産業省令第76号</b>。以下「規則」という。）の解釈及び運用については、以下のとおりとする。なお、規則の規定に定める措置と認められるものはこの解釈に限定されるものではなく、当該規定に照らして十分な保安水準の確保が達成できる根拠があれば、当該規定に適合するものと判断することができる。</p> <p>法第71条第1項（規則<b>第27条</b>）関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 規則<b>第27条</b>第1項の表上欄の第1号の下欄の第1号に規定する「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学又は高等専門学校において、鉱業に関する理学又は工学の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」とは、石油工学、岩盤工学、物理探査学、地球物理学等の課程を修めた者をいう。</p> <p>(3) 規則<b>第27条</b>第1項の表上欄の第1号の下欄の第1号及び第2号に規定する「その他これらに類する事業場」とは、地熱事業場及び海外事業場等をいう。</p> <p>(4) 規則<b>第27条</b>第2項に規定する「当該各号の下欄に掲げる要件と同等以上の能力」とは、次のいずれかの要件を満たすことをいう。</p> <p>①次の全ての要件を満たすこと ア・イ (略)</p>

ウ 規則**第77条**第1項の表の当該各号の上欄に定める作業に関し十分な実務経験を有すること。

②～④ (略)

ウ 規則**第27条**第1項の表の当該各号の上欄に定める作業に関し十分な実務経験を有すること。

②～④ (略)

## ○貯留等工作物等の技術上の基準の解釈例（20250305保局第3号） 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第1条 省令第1条第1項第1号ハに規定する「トラベリングブロック（巻揚用ロープによりクラウンブロック（やぐらの上部に設置され、巻揚用ロープにより巻揚機と接続される定置式の滑車をいう。<u>第二十条第二項</u>において同じ。）につり上げられる移動式の滑車をいう。<u>第二十一条第一項</u>において同じ。）、フックその他の掘管等をつり上げるための設備」とは、トラベリングブロック、フック及びパイプ用エレベーターをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条 省令第1条第1項第1号ハに規定する「トラベリングブロック（巻揚用ロープによりクラウンブロック（やぐらの上部に設置され、巻揚用ロープにより巻揚機と接続される定置式の滑車をいう。<u>第六条第二項</u>において同じ。）につり上げられる移動式の滑車をいう。<u>第七条第一項</u>において同じ。）、フックその他の掘管等をつり上げるための設備」とは、トラベリングブロック、フック及びパイプ用エレベーターをいう。</p>
<p>(立入りの防止)</p> <p>第2条 省令<u>第6条第1項</u>に規定する「適切な措置」とは、さく、へい、有刺鉄線又は生垣等を設け、かつ、構内の貯留等工作物に近づくことを禁止する旨の表示をすることをいう。ただし、海、河川、湖沼、がけ等が境界となっている場合は、適切な措置が講じられているものとみなす。</p>	<p>(立入りの防止)</p> <p>第2条 省令<u>第2条</u>に規定する「適切な措置」とは、さく、へい、有刺鉄線又は生垣等を設け、かつ、構内の貯留等工作物に近づくことを禁止する旨の表示をすることをいう。ただし、海、河川、湖沼、がけ等が境界となっている場合は、適切な措置が講じられているものとみなす。</p>
<p>(保安通信設備)</p> <p>第3条 省令<u>第10条</u>に規定する「適切な通信設備」とは、次の各号のいずれかをいう。</p> <p>一～三 (略)</p>	<p>(保安通信設備)</p> <p>第3条 省令<u>第3条</u>に規定する「適切な通信設備」とは、次の各号のいずれかをいう。</p> <p>一～三 (略)</p>
<p>(保安距離)</p> <p>第4条 省令<u>第18条第3項</u>に規定する「住宅、学校、病院その他の施設」とは、次に掲げる施設をいう。</p> <p>一～九 (略)</p>	<p>(保安距離)</p> <p>第4条 省令<u>第4条</u>に規定する「住宅、学校、病院その他の施設」とは、次に掲げる施設をいう。</p> <p>一～九 (略)</p>

2 省令**第18条第3項**に規定する「適切な距離」とは、20メートルとする。ただし、保安上必要な措置が講じられている場合は、当該距離を短縮することができる。

(やぐら)

第5条 省令**第19条第1項**に規定する「最大総荷重」とは、最大静荷重、加速度荷重及び坑壁との摩擦による荷重を合計したものをいう。

2 省令**第19条第1項及び第3項**に規定する「予想される風圧」とは、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号）第74条の規定による調査の結果を踏まえて計算した、やぐらの全露出面に対する風圧をいう。

3 省令**第19条第2項**に規定する「最大静荷重」とは、やぐらの自重にやぐら以外の掘削用機械の荷重を加えたものをいう。

4 省令**第19条第2項**に規定する「耐える強度を有するもの」とは、やぐらの脚の安全率が、鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針（内規）（20121115 商局第4号。以下「指針」という。）第15章4に規定する数値以上であることをいう。

5 省令**第19条第3項**に規定する「適切な数の控綱」とは、控綱の数が、指針第15章5に規定する数値以上であることをいう。

(巻揚機)

第6条 省令**第20条第2項**に規定する「巻揚機とクラウンブロックとを接続する部分に作用する最大荷重に耐える強度を有するもの」とは、指針第15章6に掲げる要件を満たしていることをいう。

(トラベリングブロック等)

2 省令**第4条**に規定する「適切な距離」とは、20メートルとする。ただし、保安上必要な措置が講じられている場合は、当該距離を短縮することができる。

(やぐら)

第5条 省令**第5条第1項**に規定する「最大総荷重」とは、最大静荷重、加速度荷重及び坑壁との摩擦による荷重を合計したものをいう。

2 省令**第5条第1項及び第3項**に規定する「予想される風圧」とは、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号）第74条の規定による調査の結果を踏まえて計算した、やぐらの全露出面に対する風圧をいう。

3 省令**第5条第2項**に規定する「最大静荷重」とは、やぐらの自重にやぐら以外の掘削用機械の荷重を加えたものをいう。

4 省令**第5条第2項**に規定する「耐える強度を有するもの」とは、やぐらの脚の安全率が、鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針（内規）（20121115 商局第4号。以下「指針」という。）第15章4に規定する数値以上であることをいう。

5 省令**第5条第3項**に規定する「適切な数の控綱」とは、控綱の数が、指針第15章5に規定する数値以上であることをいう。

(巻揚機)

第6条 省令**第6条第2項**に規定する「巻揚機とクラウンブロックとを接続する部分に作用する最大荷重に耐える強度を有するもの」とは、指針第15章6に掲げる要件を満たしていることをいう。

(トラベリングブロック等)

第7条 省令**第21条第3項**に規定する「予想される最大荷重に耐える強度を有するもの」とは、トラベリングブロック、フック及びパイプ用エレベーターの最大静荷重に対する安全率が、指針第15章7に規定する数値以上であることをいう。

(ロープ等)

第8条 省令**第24条第3項**に規定する「適切な保護設備」とは、鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令（平成16年経済産業省令第97号）第17条第4項第4号に規定する「適切な保護設備」と同様の設備をいう。例えば、パイプトングの平衡錘のガイド等をいう。

(火薬類取扱所等)

第9条 省令**第32条第1項**に規定する「火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第五十二条第三項（第十一号から第十三号までを除く。）の基準に適合するもの」とは、火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について（20210215保局第1号）に掲げる要件を満たしていることをいう。

第7条 省令**第7条第3項**に規定する「予想される最大荷重に耐える強度を有するもの」とは、トラベリングブロック、フック及びパイプ用エレベーターの最大静荷重に対する安全率が、指針第15章7に規定する数値以上であることをいう。

(ロープ等)

第8条 省令**第10条第3項**に規定する「適切な保護設備」とは、鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令（平成16年経済産業省令第97号）第17条第4項第4号に規定する「適切な保護設備」と同様の設備をいう。例えば、パイプトングの平衡錘のガイド等をいう。

(火薬類取扱所等)

第9条 省令**第11条第1項**に規定する「火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第五十二条第三項（第十一号から第十三号までを除く。）の基準に適合するもの」とは、火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について（20210215保局第1号）に掲げる要件を満たしていることをいう。